

当行とのシステム連携にあたり電子決済等代行業者に求める事項の基準

当行は、オープンイノベーション促進、利用者利便性の向上を図る観点から、利用者保護を確保することに留意しつつ、多様な電子決済等代行業者との連携および協働を図っていくことを基本方針としており、当行のシステムと連携する電子決済等代行業者に求める事項の基準は、以下のとおりです。

1. 電子決済等代行業者の登録を受けている等、電子決済等代行業を営む上で適切な主体であること
 - (1)当該業者は以下の①. ②の何れかに該当すること
 - ①電子決済等代行業者として登録認可を受けているか、みなし電子決済等代行業者であり、登録抹消、又は「みなし」の対象外となるおそれがあると判断すべき事由が認められないこと
 - ②電子決済等代行業者の登録申請中で、登録が拒否されるおそれがあると判断すべき事由が認められないこと
 - (2)電子決済等代行業者が電子決済等代行業務を営むに当たり、当行のシステムに接続するために必要となる内容の契約を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行する上で懸念が認められないこと
 - (3)電子決済等代行業者、その役員、主要株主又は従業員等が、反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係を有するとの懸念がないこと
 - (4)電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業が利用者保護の上で支障があるとの判断をすべき事由が認められないこと
2. 経営及び財務の状況が電子決済等代行業に係るサービスの提供を継続的に行うために十分なものであると判断できること
3. 電子決済等代行業に係るサービスを提供する上での適切な組織・体制等があること
 - (1) 電子決済等代行業者のサービスを適切に実施するための組織体制・人的体制を有していること
 - (2) システム開発・運用管理の体制が不十分と判断すべき事由が認められないこと
4. 不正アクセスやサイバー攻撃の防止策等が適切に講じられていること
 - (1) 不正アクセスやサイバー攻撃の発生を想定した体制が適切に整備されていること
 - (2) 不正アクセスやサイバー攻撃のリスクを軽減するための対策が適切に講じられていること
 - (3) サービスに係るユーザーの認証機能が不十分と判断すべき事由が認められないこと
5. 利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置が講じられて

いること

- (1) セキュリティ管理責任の所在が明確であること
 - (2) セキュリティ管理ルールが整備されていること
 - (3) セキュリティ管理体制の周知・定着が図られていること
 - (4) 役職員による守秘義務に関して措置が講じられていること
 - (5) 情報資産の廃棄の体制が整備されていること
 - (6) セキュリティ不祥事案の発生に対する体制が整備されていること
 - (7) セキュリティ対策の高度化を図る体制が整備されていること
 - (8) 利用者の個人情報等の取扱いの体制が整備されていること
 - (9) 利用者の要配慮個人情報の取扱いの体制が整備されていること
 - (10) 利用者の情報を取り扱う範囲について適正な措置が講じられていること
 - (11) システム、設備、及び人的統制を含めた情報漏洩対策が講じられていること
 - (12) サービスに係る情報の取扱いの体制が不十分ではないと認められること
6. 利用者への情報提供、問い合わせ等への対応、補償対応その他の利用者保護が図られていること
- (1) 利用者の被害拡大を未然に防止する体制が適切に整備されていること
 - (2) 利用者への情報提供・注意喚起の体制が適切に整備されていること
 - (3) 利用者への説明が適切に行われていること
 - (4) 利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等に対する対応を的確に行う体制が整備されていること
 - (5) 利用者への補償対応の体制が適切に整備されていること
7. 外部委託管理の体制が適切に整備されていること
8. 電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するため適切な法令遵守体制や内部管理体制が整備されていること
9. 上記3.から8.について実効的な態勢が講じられていること
10. 当行のお客さま、若しくは地域経済に有益なサービスが提供され、ひいては当行の付加価値向上に資するものであること
- (1) 電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業が当行のお客さま、若しくは地域経済に有益と判断できること
 - (2) 電子決済等代行業者及びそのグループ会社の事業が当行の提供する銀行サービスの付加価値向上に資すると判断できること